

○江南丹羽環境管理組合手数料条例施行規則

〔平成 16 年 3 月 2 日〕
規 則 第 1 号

改正 令和 3 年 3 月 3 日 規則第 2 号

令和 6 年 5 月 1 日 規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、江南丹羽環境管理組合手数料条例（昭和 44 年条例第 4 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(数量の認定)

第 2 条 手数料徴収の基礎となる数量は、組合に設置してある計量器で計量した重量によるものとする。ただし、計量した重量が 10 キログラム未満のときは、10 キログラムとする。

2 前項により計量することが困難又は支障のあるときは、計量証明書又は搬入車両の最大積載量等の合理的な方法によるものとする。

(手数料の納入方法)

第 3 条 手数料は、その都度納入しなければならない。ただし、条例第 4 条ただし書の規定による場合は、納付書その他の方法で納入することができる。

(還付)

第 4 条 徴収した手数料は、還付しない。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(手数料の減免)

第 5 条 条例第 5 条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、廃棄物処理手数料等減免申請書（様式第 1）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者が前項の減免を認めるときは、廃棄物処理手数料等減免承認書（様式第 2）を申請者に交付するものとする。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 3 日規則第 2 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 5 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。